

## 「令和8年度埼玉県輸出未経験者支援事業」業務委託に係る企画提案競技募集要項

令和8年度埼玉県輸出未経験者支援事業業務委託に係る企画提案競技の実施については、この要項に定めるとおりとする。

### 1 業務の概要

#### (1) 委託業務名

令和8年度埼玉県輸出未経験者支援事業業務委託

#### (2) 委託業務の目的及び内容

別添の仕様書のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

#### (4) 委託限度額

6,996,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

### 2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす場合に応募できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納していない者であること。

### 3 スケジュール（予定）

企画提案競技の公募開始	令和8年4月1日（水）
質問事項受付期限	令和8年4月6日（月）15時
質問への回答	令和8年4月9日（木）
企画提案参加申込書兼誓約書の提出期限	令和8年4月14日（火）15時
企画提案書等の受付期限	令和8年4月17日（金）17時
審査（プレゼンテーション）	令和8年4月28日（火）AM
審査結果の通知	令和8年5月中旬

#### 4 質問の受付・回答

本件に関する質問は、質問書（様式1）を提出するものとする。

##### (1) 受付期限

令和8年4月6日（月）15時まで

##### (2) 受付方法

様式1「質問書」に質問内容を記載の上、「11 担当窓口及び提出先」宛てに電子メールにより提出すること。

提出の際の件名は「【質問書】令和8年度埼玉県輸出未経験者支援事業業務委託」とし、確実を期するため電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。なお、簡易なものを除き口頭での質問は受け付けない。

##### (3) 質問に対する回答

質問への回答は、埼玉県ホームページに掲載する。

#### 5 企画提案競技参加申込書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案参加申込書兼誓約書」（様式2）を電子メールで提出するものとする。

また、確実を期するため、電子メール送信後、電話により送信した旨の連絡をすること。

送付先：「11 担当窓口及び提出先」に記載のメールアドレスあて

件名：【参加申込書】令和8年度埼玉県輸出未経験者支援事業業務委託

提出期限：令和8年4月14日（火）15時まで

なお、やむを得ない理由により参加を取り下げの場合は、様式3「参加申込取下書」を提出すること。

#### 6 企画提案書等の提出

##### (1) 記載内容

ア 企画提案書の1ページ目「表紙」には様式4を使用すること。表紙以外の様式は任意とする。

イ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。

ウ 仕様書を踏まえ、以下の（ア）～（カ）までの6項目について具体的に提案を行うこと。（様式任意。ただし、A4版・横向き・横書きとする。）

##### (ア) 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイント

##### (イ) 提案内容（以下について必ず含めること）

##### ① 輸出入門セミナー

- ・参加者を募集する取組（広報等）
- ・開催手法
- ・開催内容（テーマや講師）
- ・GFPやジェトロの講師派遣、研修動画の活用内容

##### ② 伴走型支援

- ・支援対象者の選考方法
- ・輸出診断、商談機会の提供、テスト輸出

各内容について手法や相手先（国）、支援対象者が輸出実務を経験できる仕組み、商談から成約に繋げるための方法について具体的に示すこと。

- ・ 支援対象者へのコンサルティング支援の方法、フォローアップ方法
  - ・ G F Pやジェットロとの連携方法
  - ・ 事業終了後も支援対象者が輸出を継続し、自走できる工夫
- (ウ) 業務実施体制
- (エ) 業務のスケジュール
- (オ) 過去における類似業務実績（概ね3年以内）
- (カ) 委託料の見積書
- ・ 委託料の総額のほか、人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等の経費区分の積算が分かるように記載すること。
  - ・ 宛名は「埼玉県知事 大野 元裕」とし、担当者の氏名及び法人等の連絡先を明記すること（代表者印は不要とする）。
- (キ) 法人概要（様式5）

## (2) 提出部数及び提出方法等

### ア 提出方法

電子データで提出すること

### イ 提出先

「11 担当窓口及び提出先」のメールアドレス宛

### ウ 提出期限

令和8年4月17日（金）17時まで

### エ その他

- (ア) 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限るものとする。
- (イ) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- (ウ) 提出された企画提案書等は、審査にのみに使用する。
- (エ) 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

## 7 委託候補者の選定

- (1) 委託先候補者の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、県の設置する審査委員会において、プレゼンテーションを行い、総合点が最も高かった提案者を契約先候補者として選定する。
- (2) その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を候補者として選定する。
- (3) 企画提案書等を提出した者が5者以上のときは、審査会は書面による1次審査を実施し、プレゼンテーション審査に参加する4者程度を選定する。
- (4) 企画提案書等を提出した者が1者のときは、審査会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。
- (5) 審査日は、令和8年4月28日（火）AMとし、T e a m sで実施する。詳細については、後日、企画提案書等を提出した者に対し、文書等で連絡する。
- (6) 審査にあたっては、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき、総合的に評価する。

(7) 選定結果は、全応募者へ通知する。審査及び審査結果の内容の照会等には回答しない。

## 8 契約の相手方の決定方法

県は、候補者に選定された者と業務内容に関する細目事項について協議を行う。その際、企画提案の内容により仕様書の一部を変更する場合がある。

協議が整った場合は候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により委託契約を締結する。

なお、候補者と協議が整わない場合や契約締結までの間に候補者に事故がある場合等は、評価が次順位の者を候補者として改めて協議を行う。

委託契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。受注者には立会人型電子契約サービス利用に係る費用負担は生じない。電子契約の利用について承諾がない場合は、従来通り紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

## 9 主な評価項目

### (1) 業務の内容等に関する事項

#### ア 企画に関する実施方針

- ・本業務の趣旨や目的を正確に理解しており、具体的で実現性の高い提案となっているか。
- ・農林水産省が推進する「農林水産物・食品輸出プロジェクト」やジェトロとの連携を積極的に図ろうとしているか。

#### イ 輸出入門セミナーの運営・企画

- ・本県農林水産物の輸出に取り組む生産者の裾野拡大に資する内容となっているか。
- ・参加者の募集、広報、セミナー運営等が、多くの生産者の参加に結び付くようなものとなっているか。
- ・セミナーの内容は、初めて輸出に取り組む生産者にとって基礎的な輸出知識の習得と不安が解消できる内容となっているか。

#### ウ 伴走型支援の運営・企画

- ・支援対象者の選考方法は適正か。
- ・輸出診断（商談資料の作成）、商談機会の提供は、輸出未経験者が初めて商談に臨むにあたり、十分な指導、助言を行うものであり、具体的な取引へとつながるものとなっているか。
- ・テスト輸出は、輸出の一連の実務を経験することで輸出が身近に感じられるとともに、継続した輸出につながる内容となっているか。
- ・支援対象者へのコンサルティング支援やフォローアップ方法は、支援対象者に寄り添った活用しやすいものであり、輸出の開始を後押しするものとなっているか。
- ・支援対象者が本事業により確実に輸出を開始し、事業終了後も自走して継続することを見据えた支援内容となっているか。

#### エ 自由提案

- ・本事業の目的達成のために有効な提案であるか。

## (2) 業務の実施体制等に係る事項

### ア 業務の実施体制

- ・本業務を確実に履行できる人員体制や業務実績があると認められるか。

### イ 実施スケジュール

- ・本業務の実施計画が具体的に示されているとともに、無理なく実施できるスケジュールとなっているか。

### ウ 見積金額

- ・事業に必要な経費について、効果的かつ効率的な実施に配慮した形で計上されているか。

## 10 その他留意事項

### (1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 電子メール以外の方法で提出したもの。
- カ 提出書類に不足があるもの。
- キ 企画提案協議参加希望書等に代表者の記名がないもの。
- ク 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ケ 見積金額を訂正したもの。
- コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

### (2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

### (3) その他

- ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
- ウ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

## 11 担当窓口及び提出先

埼玉県 農林部 農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当

(住 所) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (埼玉県庁本庁舎 5階)

(電 話) 048-830-4107

(E-mail) a4105-13@pref.saitama.lg.jp